

外国の運転免許から日本の運転免許への切替え (R6.1現在)

切替条件

- ① 外国の運転免許証を取得後、その国に通算して3月以上滞在していたこと。
- ② 有効期限のある外国の運転免許証を所持していること。
- ③ 外国免許の取得方法に相違がないこと。

申請場所	<ul style="list-style-type: none"> ○福島運転免許センター 福島市町庭坂字大原1-1 ※警察署では手続できません。 ○郡山運転免許センター 郡山市大槻町美女池上14-6 (特例国のみ手続可 下欄参照)
受付方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電話予約受付時間 月曜日から金曜日 (土日・祝日、年末年始を除く) <u>午前8:30~午後5:00</u> ※担当者不在の場合は、折り返し連絡します。 ●<u>要予約(予約をしていない方は手続できません)</u> ○ 福島運転免許センター 024-591-4381または4372 ○ 郡山運転免許センター 024-961-2100 ※郡山運転免許センターは下欄「特例国」のみの受付となります。 ※カーナビで検索する際は、上記名称または電話番号で確認してください。
受付時間	<ul style="list-style-type: none"> ○福島運転免許センター 月曜日から金曜日 (土日・祝日、年末年始を除く) 午前9:30~午前10:00 福島運転免許センター3階窓口に来てください。 ○郡山運転免許センター 木曜日、金曜日の2日間 (祝日等、年末年始を除く) 午前10:00~午前10:30
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請手数料 大型・中型・準中型4,100円、普通2,550円、特定一般(二輪)2,600円 ○ 交付手数料 2,050円、併記 200円
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 別紙を参照してください。
確認内容等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記必要書類の審査及び自動車等の運転経歴に関する質問 (対面による面接) ○ 視力などの適性試験 ○ 自動車等の運転について必要な知識に関する確認 ○ 自動車等の運転に関する実技確認 (特例国以外)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 書類審査の結果、受理できない場合があります。 ○ 書類審査の結果、各種証明書等を取得していただく場合があります。 ○ 日本語が話せない方や読み書きのできない方は、<u>必ず通訳人を同伴してください。</u> <u>携帯電話等を利用しての通訳はできません。</u> ○ 自動二輪申請者はヘルメット・グローブ等を準備してください。 ○ 冬季は積雪や路面凍結により実技確認ができない場合があります。
特例国	<p>アイスランド、アイルランド、アメリカ (インディアナ州※、オハイオ州、オレゴン州、コロラド州、バージニア州、ハワイ州、メリーランド州、ワシントン州のみ)、イギリス、イタリア、オランダ、オーストラリア、オーストリア、カナダ、韓国、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、モナコ、ルクセンブルク、台湾 (29か国・地域)</p> <p>※アメリカインディアナ州は、知識に関する確認を行います。(実技確認は行いません。)</p>

必要書類等	<ul style="list-style-type: none">○ 外国籍の方<ul style="list-style-type: none">・ 中長期在留者は在留カード、特別永住者は特別永住者証明書・ 住民票(国籍、在留カード等の番号、区分、在留資格・期間等が記載され、6か月以内に発行されたもの ※個人番号は不要) ○ 日本国籍の方<ul style="list-style-type: none">住民票(本籍が記載され、6か月以内に発行されたもの ※個人番号は不要) ○ 外国の運転免許証<ul style="list-style-type: none">失効した古い運転免許証もあれば提出してください。初回取得年月日、当該免許証の交付年月日等がない場合は、それが分かる書類(運転経歴証明書等)を関係機関から取得していただく場合があります。 ○ 外国運転免許証の翻訳文(以下の機関等で作成されたものに限りです。)<ul style="list-style-type: none">・ 大使館・ 領事館・ J A F (J A F 宮城支部 022-783-2826)・ ジップラス株式会社(050-1752-6862)<p style="margin-left: 40px;">※ジップラス株式会社で翻訳できるのは、アメリカ合衆国(50州とワシントンD. C.)、中国、香港、台湾、ベトナム、フィリピン、ウクライナ、ミャンマーに限りです。</p><p style="margin-left: 40px;">※台湾の運転免許証は、台湾日本関係協会(旧亜東関係協会)発行の翻訳文でも可。</p> ○ 写真1枚<ul style="list-style-type: none">縦3cm×横2.4cm、無帽(宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う場合を除く。)、正面、上三分身、無背景で6か月以内に撮影されたもの<p style="margin-left: 40px; color: red;">※パスポート申請用写真サイズではないので注意してください。</p> ○ パスポート等の出入国記録<ul style="list-style-type: none">外国運転免許証取得日から、その国に通算3月以上の滞在が確認できるもの。パスポートは、有効なもの他に失効したものもあれば提出してください。<li style="color: red;">空港の自動化ゲートにより、入出国のスタンプが押印されておらず、パスポートで滞在を確認できない場合は、エアチケットや出入国記録証明書※を入手する等、3月以上の滞在を証明できる書類を取得して提出していただく場合があります。※出入国在留管理庁等にお問い合わせください。 ○ 日本の運転免許証(所持している方のみ)<ul style="list-style-type: none">有効または失効を問いません。(コピー不可)
-------	---